令和８年度　随意契約結果一覧表

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額	契約の相手を選定した理由	摘要
十勝総合振興局 森林室	立木売払事業 （第１００１号）	令和8年5月27日	浦幌林産協同組合 十勝郡浦幌町字帯富97番地3	24,761,000 円	○道有林野の所在する市町村または道有林野の産物搬出の経路に包括される地域に所在する、素材生産、製材、木工等を主たる業務とするものを組合員とする中小企業協同組合法（昭和２４年６月１日法律第１８１号）に基づく事業協同組合に育成強化を図る必要があることから、その資源として産物を売払するため。 政令第１６７条の２第１項第２号 北海道財務規則運用方針第３節（随意契約）関係第１項（１９） 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第３節（随意契約）関係 第１項（１９）の運用について	
十勝総合振興局 森林室	立木売払事業 （第２１０１号）	令和8年5月27日	浦幌林産協同組合 十勝郡浦幌町字帯富97番地3	11,407,000 円	○道有林野産物協定販売実施要領（平成２１年３月２９日道有林第８８４号）、及び道有林野産物長期安定供給販売実施要領（平成２９年３月２９日付け道有林第１００９号）に基づく協定により、協定の趣旨に最も適した者を選定していることから代替性がないため。 政令第１６７条の２第１項第２号 北海道財務規則運用方針第３節（随意契約）関係第１項（２） 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第３節（随意契約）関係 第１項（２）の適用について	
十勝総合振興局 森林室	立木売払事業 （第１９０１号）	令和8年6月22日	浦幌林産協同組合 十勝郡浦幌町字帯富97番地3	1,613,700 円	○道有林野の所在する市町村または道有林野の産物搬出の経路に包括される地域に所在する、素材生産、製材、木工等を主たる業務とするものを組合員とする中小企業協同組合法（昭和２４年６月１日法律第１８１号）に基づく事業協同組合に育成強化を図る必要があることから、その資源として産物を売払するため。 政令第１６７条の２第１項第２号 北海道財務規則運用方針第３節（随意契約）関係第１項（１９） 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第３節（随意契約）関係 第１項（１９）の運用について	

令和８年度　随意契約結果一覧表

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額	契約の相手を選定した理由	摘要
十勝総合振興局 森林室	立木売払事業 （第１００２号）	令和8年8月24日	浦幌林産協同組合 十勝郡浦幌町字帯富97番地3	13,640,000 円	○道有林野の所在する市町村または道有林野の産物搬出の経路に包括される地域に所在する、素材生産、製材、木工等を主たる業務とするものを組合員とする中小企業協同組合法（昭和２４年6月１日法律第１８１号）に基づく事業協同組合に育成強化を図る必要があることから、その資源として産物を売払するため。 政令第１６７条の２第１項第２号 北海道財務規則運用方針第３節（随意契約）関係第１項（１９） 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第３節（随意契約）関係 第１項（１９）の運用について	
十勝総合振興局 森林室	立木売払事業 （第２２０１号）	令和8年8月24日	浦幌林産協同組合 十勝郡浦幌町字帯富97番地3	20,900,000 円	○道有林野産物協定販売実施要領（平成２１年３月２９日道有林第８８４号）、及び道有林野伐採・造林複合協定型森林整備事業実施要領（令和４年３月３０日道有林第１７９２号）に基づく協定により、協定の趣旨に最も適した者を選定していることから代替性がないため。 政令第１６７条の２第１項第２号 北海道財務規則運用方針第３節（随意契約）関係第１項（２） 道有林野事業における北海道財務規則運用方針第３節（随意契約）関係 第１項（２）の適用について	